

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年5月29日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

国家賠償請求控訴事件に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年2月26日

足立区長 近藤 弥生

国家賠償請求控訴事件に関する和解について

足立区は、アレフ（A l e p h）に所属する原告が、足立区営自転車駐車場の定期利用を申し込んだ際に、一旦は原告の住所がアレフ（A l e p h）施設の所在地と同一という理由で定期利用を拒否した。しかし、個人の利用申請については、受理する旨の区の方針が自転車駐車を管理運営する事業者に対し徹底していなかったことが判明した為、その後、できるだけ速やかに、定期利用の承認を行った。この対応について原告から、精神的損害を受けたとして慰謝料150万円の支払を求められた国家賠償請求控訴事件につき、下記により和解する。

記

1 相手方

元足立区入谷在住者

2 和解の要旨

（1）被控訴人は、控訴人に対し、平成24年5月7日にされた控訴人の被控訴人に対する本件駐輪場の定期利用申請について、誤って不利益な取扱いをした結果、住民による公の施設の利用を拒む事態を招いたことを謝罪する。

（2）被控訴人は、今後、公の施設の利用に関し、地方自治体その他関係法律、条例、規則等の法令の趣旨に則り、該当規定をよく遵守して、前項のような事態を招来することのないよう努めるものとする。

以上